（合算信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場合）

第十三条の六　第十三条の三第二項の規定は、銀行法施行令第四条第十二項第五号（銀行法施行令第十六条の二の三第五項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める理由について準用する。この場合において、第十三条の三第二項第一号及び第二号中「当該長期信用銀行」とあるのは「当該長期信用銀行又はその子会社等」と、同項第二号中「自己資本の額」とあるのは「自己資本の純合計額」と、「信用供与等限度額」とあるのは「合算信用供与等限度額」と読み替えるものとする。

2　［略］

（銀行法第十三条第一項及び第二項の規定を適用しない信用の供与等の相手方）

第十三条の六の二　銀行法第十三条第三項第二号に規定する信用の供与等を行う長期信用銀行又はその子会社等と実質的に同一と認められる者とは、当該長期信用銀行又は当該長期信用銀行の子法人等をいう。

（長期信用銀行の特定関係者）

第十三条の七　［略］

2　銀行法施行令第四条の二第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて法人等（当該法人等の子法人等（同条第二項に規定する子法人等をいう。第二十五条の二の二十五第七項並びに第二十六条第一項第十三号及び第三項第十号を除き、以下同じ。）を含む。）が子法人等以外の他の法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

［一～三　略］

3　［略］

（合算信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場合）

第十三条の六　第十三条の三第二項の規定は、銀行法施行令第四条第十二項第五号（銀行法施行令第十六条の二の三第四項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める理由について準用する。この場合において、第十三条の三第二項第一号及び第二号中「当該長期信用銀行」とあるのは「当該長期信用銀行又はその子会社等」と、同項第二号中「自己資本の額」とあるのは「自己資本の純合計額」と、「信用供与等限度額」とあるのは「合算信用供与等限度額」と読み替えるものとする。

2　［同上］

［条を加える。］

（長期信用銀行の特定関係者）

第十三条の七　［同上］

2　銀行法施行令第四条の二第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて法人等（当該法人等の子法人等（銀行法施行令第四条の二第二項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）を含む。）が子法人等以外の他の法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

［一～三　同上］

3　［同上］

（長期信用銀行持株会社に係る同一人に対する信用の供与等）

第二十五条の二の二十五　［略］

2～6　略

7　銀行法第五十二条の二十二第二項第二号に規定する信用の供与等を行う長期信用銀行持株会社又はその子会社等と実質的に同一と認められる者とは、当該長期信用銀行持株会社又は当該長期信用銀行持株会社の子法人等（第一項において準用する第十三条の四に規定する子法人等をいう。）をいう。

（長期信用銀行持株会社がその経営を支配している法人）

第二十五条の九の二　銀行法第五十二条の三十一第二項に規定する内閣府令で定めるものは、当該長期信用銀行持株会社の子法人等（当該長期信用銀行持株会社の子会社を除く。）とする。

（長期信用銀行代理業の許可の申請書の記載事項）

第二十五条の十二　銀行法第五十二条の三十七第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　［略］

二　法人であるときは、次に掲げる事項

イ　［略］

ロ　当該法人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類

(1)　［略］

(2)　当該法人の親法人等（銀行法施行令第四条の二第二項に規定する親法人等をいい、外国の法人その他の団体であつて、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。）

(3)　［略］

［三・四　略］

［2・3　略］

（長期信用銀行持株会社に係る同一人に対する信用の供与等）

第二十五条の二の二十五　［同上］

［2～6　同上］

［項を加える。］

［条を加える。］

（長期信用銀行代理業の許可の申請書の記載事項）

第二十五条の十二　［同上］

一　［同上］

二　［同上］

イ　［同上］

ロ　［同上］

(1)　［同上］

(2)　当該法人の親法人等（令第六条第二項において読み替えられた令第六条第一項において準用する銀行法施行令第四条の二第二項に規定する親法人等をいい、外国の法人その他の団体であつて、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。）

(3)　［同上］

［三・四　同上］

［2・3　同上］